

# 新しい生活様式に向けて

川口市立芝東中学校

## 1 登校前・登下校時

<ご家庭でご協力いただきたいこと>

- (1) 登校前に「健康観察カード」を活用し、朝夕の検温、健康観察、同居家族を含めた体調管理を徹底してください。
- (2) 原則、体温が 37.0℃以上（個人差があるので目安としてください）の場合は、登校を控えさせてください。（出席停止扱いになります）
- (3) 体温が 37.0℃以下（個人差があるので目安としてください）であっても、風邪の症状等がある場合は、登校を控えさせてください。（出席停止扱いになります）
- (4) 手拭き用のハンカチやタオル等を準備した上で登校させてください。
- (5) 登下校時、お子様にマスクの着用をお願いします。なお、できる限り予備のマスクも持参させてください。
- (6) こまめな水分補給のために、水筒を持参させてください。

<学校で実施すること>

- (1) 生徒昇降口において、各学年の職員が「健康観察カード」の持参と記載内容を確認します。また、生徒はその場で手の消毒を行います。
  - ・「健康観察カード」を忘れた場合には、その場で教員が検温や健康観察等を行います。
  - ・授業中を含め風邪の症状等がみられる場合には、保護者へ連絡し、必要に応じてお子様の迎えをお願いすることもあります。
- (2) 教室においては、毎朝の学活で通常健康観察を行います。

## 2 学校生活

- (1) 飛沫防止の観点から、教職員や生徒は常にマスクを着用します。
- (2) 正しい手洗いの仕方について指導し、特に外から教室等に入る時や給食の前後、トイレ後、清掃後など、こまめに手洗いを行わせます。
  - ・手洗いは、基本的には流水と石鹸で行いますが、手荒れの心配がある場合は、流水ですっかり洗う等の配慮をします。
- (3) 熱中症の防止対策として、適宜水分補給をさせます。
- (4) 各教室は、対角線上の2ヶ所以上の窓や前後のドアを開けるなど換気を徹底します。
  - ・エアコン使用時も換気を行います。
  - ・体温調節が必要な場合もあるので、天候によっては学校指定のジャージを持たせてください。
- (5) 廊下や階段における不要な接触をさせないよう右側歩行をさせます。
- (6) 放課後に、多くの生徒が手を触れる場所（教室の出入り口、ドアノブ、手すり、スイッチ、蛇口、トイレトーパーホルダー、便座、トイレレバー等）を優先的に教職員が消毒をします。（原則1日1回）

### 3 授業

- (1) 座席については、可能な限り間隔をあける等の工夫をします。
- (2) 生徒同士の授業道具の貸し借りは行わないようにさせます。
- (3) 各教科の指導においては、生徒が密集する活動や近距離での活動は避けます。
- (4) 学習上、必要な会話や発声等については極力対面にはせず、常時マスクを着用の上、咳エチケット等を守りながら行います。
- (5) 体育の授業など運動の時は、マスクを外して行わせます。
- (6) 感染症対策を講じても感染の可能性が高いと考えられる一部の実技指導については、当面の間は行なわず、年間指導計画を見直し、指導順序を変更するなどして対応します。
  - ・狭い空間等での歌唱指導、リコーダー等の管楽器演奏
  - ・調理実習
  - ・近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い身体接触を伴う活動
  - ・密集して長時間活動するグループ学習 など

### 4 給食

- (1) 給食準備前には、手洗いと手洗い後の手指消毒を行います。
- (2) 配膳を行う生徒や教職員に発熱や風邪の症状などがいないか、マスクの着用など衛生的な服装であるか、手洗いを実施したかを確認します。
- (3) 配膳をする前に、配膳台を消毒液で拭きます。※給食終了後にも消毒します。
- (4) 各自で給食の受取りと後片付けを行います。後片付けは、一斉に行動すると密になるので、列ごとに行動するなど工夫をさせます。
- (5) 盛り付ける量を配膳の段階で個人差等を考慮した上で調節し、一度配膳されたものは食缶に戻させることはしません。
- (6) 当面の間、おかわりは教員が対応します。
- (7) 食事をするときは、黒板の方を向き、食事時の会話は控えるよう指導します。
- (8) マスクは食べる直前まではずさせず、食べ終わったら着けさせます。

### 5 部活動

- (1) 6月16日（火）から感染症対策を徹底した上で再開します。  
※その他の詳細については、決まり次第お知らせいたします。

### 6 その他

- (1) 日頃から、外出する際には必ずマスクを着用し、近距離での会話等を避けるようお願いします。
- (2) 規則正しい生活リズムで過ごさせ、体調管理や健康管理に努めさせてください。
- (3) 学校では、感染者、濃厚接触者等に対する差別や偏見が起きないように指導します。
- (4) 感染が疑われる（濃厚接触者、PCR検査等の対象者になる等）場合には、学校へ連絡をお願いします。
- (5) 生徒、教職員が感染した場合は、保健所や学校医の指導のもと臨時休校となります。
- (6) 今後、国や県から新たな方針等が出された場合は、感染症拡大防止の対策を変更する場合があります。